



環生第 253-7 号

令和 2 年 1 月 28 日

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

F i r s t ・ S o l a r ・ J a p a n 合同会社

静岡県知事 川勝 平太



ベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所に係る第 2 種事業の判定
について (通知)

静岡県環境影響評価条例第 8 条第 1 項の規定により、令和元年 11 月 13 日付けで届出のあったベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所について、貴社からの弁明を踏まえ、同条第 3 項の規定に基づく判定を行ったところ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるので、同項第 1 号の規定により次のとおり通知します。

1 判定結果

この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がある。

2 判定理由

「ベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所」の設置は、静岡県環境影響評価技術指針に規定する判定基準 (別添参照) の「1 の (2) のウ、1 の (3) のエ、キ及びサ」に該当するため。(詳細な理由は別紙のとおり)

< 教示 >

- この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、静岡県知事に対し審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は審査請求することはできません。(行政不服審査法第 18 条)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、静岡県を被告として (訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となる) 提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取り消しの訴えを提起することはできません。(行政事件訴訟法第 14 条)

担 当 くらし・環境部生活環境課

電話番号 054-221-2268

E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

判定基準の該当項目「1の(2)のウ」について

存在する施設、地域その他の対象	野生生物の重要な生息地若しくは生育地
環境要素	動物・植物・生態系

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	<p>事業実施区域を含む地域には、希少動植物として静岡県版レッドデータブックに掲載されているオニイノデ、フッキソウ、ハコネサンショウウオ、オオムラサキ、レンズガイ等が確認されている。事業実施区域及び下流河川には、これらの希少動植物が生育・生息している可能性があることから、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射光等による環境の変化が、これらの生育・生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明 (要約)	<p>本事業は発電所の建設においてゴルフ場として既に開発されたエリア（フェアウェイ、グリーン等）を主として利用するもので、既存の自然環境を維持する基本計画となっている。造成工事についても、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に該当するような大規模な土地の区画形質の変更を伴う造成を行う予定はない。</p> <p>パネルについては、抗反射膜加工が施された自社防眩パネルを使用する予定であり、太陽光の反射率が通常のパネルの半分（6%→3%）に抑制でき、周囲の山林に溶け込む効果が期待できる。</p> <p>ベルビュー長尾ゴルフクラブは、利用者・関係者の出入り、規制に準拠した農薬等の使用があるが、周辺に生息する可能性があるとする希少動植物へ負荷を与えているというような判断はなされていない。本事業の実施により、人の出入りや使用される農薬等は制限されることになるため、希少動植物の生育・生息環境に影響を及ぼすおそれは軽減されるものと推測する。</p> <p>上記により、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射等による環境の変化が、希少動植物の生育・生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。</p>
弁明に対する 県の 見解	<p>弁明では「大規模な土地の区画形質の変更を伴う造成を行う予定はない。」としているが、県が懸念している希少動植物の生息や生育への影響を及ぼす要因は、土地の造成の規模ではなく、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び太陽光の反射光や熱による環境の変化が及ぼす影響である。</p> <p>弁明は、反射率の抑制による周囲への溶け込み効果を期待しているが、反射率が低いものであっても反射光や熱は発生すること、パネルの色彩、配置の検討等がなされていないことから、反射光等の希少動植物の生育・生息環境への影響は否定できない。</p> <p>事業者は「ゴルフ場は、希少動植物へ負荷を与えているというような判断はなされていない。」と弁明をしているが、ゴルフ場が負荷を与えていないかは不明であり、本事業の実施により環境に及ぼす影響が軽減されると</p>

	<p>いう推測も明確な根拠が不明である。</p> <p>以上により、事業者の弁明は、県が示した判定理由への十分な反論となっていないことから、「希少動植物の生育・生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とはいえない。</p>
弁明を踏まえた判定理由	<p>弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり。</p>

判定基準の該当項目「1の(3)のエ」について

存在する施設、地域その他の対象	富士箱根伊豆国立公園第2種及び第3種特別地域（自然公園法）
環境要素	景観

弁明の機会の付与通知書における判定理由	<p>事業実施区域に近接する富士箱根伊豆国立公園は、箱根外輪山の傑出した景観を有する地域として指定されている。事業実施区域は、富士山登山道御殿場口、国道469号等から箱根外輪山を眺望した際、国立公園と一緒に視認されることから、太陽光発電所のパネル等の人工建造物の存在及び反射光が、国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明(要約)	<p>ベルビュー長尾ゴルフクラブは、富士山登山道御殿場口等から、これまでも国立公園と一緒に視認されてきたが、景観上問題があるものとされていない。</p> <p>また、抗反射膜加工が施された防眩パネルを使用する予定であり、太陽光の反射率が通常のパネルの半分（6%→3%）に抑制でき、周囲の山林に溶け込む効果が期待できる。</p> <p>事業実施区域（42.22ha）中のパネル設置予定面積は、外輪山に該当する第2種特別地域（1,012ha）及び第3種特別地域（1,587ha）のうち僅か15.16haに過ぎず、太陽光発電所のパネル等の人工建造物の存在及び反射光が国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>上記の防眩パネルの使用及び造成計画を勘案すると、太陽光発電所のパネル等の人工建造物の存在及び反射光が国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。</p>
弁明に対する県の見解	<p>ゴルフ場の場合、視認されるのは、反射光が生じない木や芝であると思われることから、「富士山登山道御殿場口等からの景観について、ゴルフ場の存在が問題視されたことがない」との趣旨の弁明については、異論はない。</p> <p>弁明は、反射率の抑制による周囲への溶け込み効果を期待しているが、反射率が低いものであっても反射光は発生すること、パネルの色彩、配置の検討等がなされていないことから、反射光の景観への影響は否定できない。</p> <p>さらに、国立公園の指定面積との比較において、太陽光パネルの設置面積（15.16ha）を僅かとしているが、これは相対的な比較であり、約15haもの</p>

	<p>面積に太陽光パネルを設置した場合の景観への影響を否定する理由にはならない。</p> <p>以上により、事業者の弁明は、県が示した判定理由への十分な反論となっていないことから、「国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とはいえない。</p>
弁明を踏まえた判定理由	弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり。

判定基準の該当項目「1の(3)のキ」について

存在する施設、地域その他の対象	箱根鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
環境要素	動物・植物・生態系

弁明の機会の付与通知書における判定理由	<p>事業実施区域の一部を含む箱根鳥獣保護区は、野生鳥獣の大規模生息地であり、鳥獣の保護のため重要な区域として指定されている。この保護区には、ホオジロ、メジロ、ヤマドリ、キジバト、ムササビ、ノウサギ等が生息していることから、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射光等による環境の変化が、これらの鳥獣の生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明（要約）	<p>自然保護課との打合せでは、本事業においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく行為許可の取得は不要である旨が確認されている。</p> <p>本事業は、発電所の建設においてゴルフ場として既に開発されたエリアの土地を主として利用を予定しており、既存の自然環境を維持する基本計画となっている。さらに、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に該当するような大規模な土地の区画形質の変更を伴う造成事業は予定していない。</p> <p>上記により、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射光等による環境の変化が、鳥獣の生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとは考えられない。</p>
弁明に対する県の見解	<p>「本事業においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく行為許可の取得は不要」であることを確認したと弁明しているが、この許可は富士山南等の特別保護地区内での建築物の新築や木竹の伐採等の行為を行う際に必要なものであり、箱根鳥獣保護区内におけるこれらの行為には許可を要しないことから、「許可の取得は不要」とされたものである。</p> <p>弁明では「大規模な土地の区画形質の変更を伴う造成事業を行う造成工事は予定されていない。」としているが、県が懸念している野生鳥獣の生息環境への影響を及ぼす要因は、土地の造成の規模ではなく、太陽光発電所</p>

	<p>の建設やパネル等の人工構造物の存在及び太陽光の反射光や熱による環境の変化が及ぼす影響である。</p> <p>以上により、事業者の弁明は、県が示した判定理由への十分な反論となっていないことから、「鳥獣の生息環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとは考えられない。」とはいえない。</p>
弁明を踏まえた判定理由	弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり。

判定基準の該当項目「1の(3)のサ」について

存在する施設、地域その他の対象	宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
環境要素	土壌環境、水環境

弁明の機会の付与通知書における判定理由	<p>事業実施区域を含む一帯は、造成に伴う土砂災害が懸念される宅地造成等規制法による規制区域に指定されている。箱根外輪山に分布する火山灰は水分を含むと軟弱となる特徴があることから、小規模な形質変更であっても土砂の流出が発生する可能性があり、太陽光発電所の建設が、下流河川環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明(要約)	<p>本事業は、公道からの進入路及び場内管理用道路の拡幅、敷設等に関する造成工事のみを予定するものであり、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に該当するような土地の区画形質の変更を伴うような造成工事を行うものではない。したがって、下流河川において、これまで行われてきた他事業における改修工事と比較してもきわめて小規模な本事業における造成工事が下流河川環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとは考えられない。</p> <p>したがって、下流河川において、これまで行われてきた他事業における改修工事と比較してもきわめて小規模な本事業における造成工事が下流河川環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとは考えられない。</p>
弁明に対する県の見解	<p>弁明では「大規模な土地の区画形質の変更を伴う造成を行うものではない。」としているが、県は、小規模な形質変更であっても箱根外輪山の土壌の特徴から、土壌環境、水環境に影響を及ぼすおそれがあると述べているものである。</p> <p>ゴルフ場から流れる河川については、大規模な土地の区画形質の変更を行わなくても土壌流出等が発生すれば、水環境に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、環境影響は、他の事業との比較により影響の大きさを判断するのではなく、土地利用計画や造成計画及び施設計画等の「事業等特性」や、地域の自然的状況や社会的状況、環境関連法令等の「地域特性」を踏まえ</p>

	<p>判断するものである。</p> <p>以上により、事業者の弁明は、県が示した判定理由への十分な反論となっていないことから、「本事業における造成工事が下流河川環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとは考えられない。」とはいえない。</p>
弁明を踏 まえた 判定理由	弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり。

（第1章～第2章 略）

第3章 静岡県環境影響評価条例施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準

施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準は、次のとおりとする。

- 1 第2種事業に係る条例第8条第3項（同条第5項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該**第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。**
 - (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれ大きいこと。
 - (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該**第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象**（以下この項において「対象」という。）が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、**当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**
 - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域
 - イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ウ **自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、その他人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地**
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
 - (3) 当該**第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**
 - ア 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域
 - イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域
 - ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域
 - エ **自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第5条第1項の規定により指定された静岡県立自然公園の区域**
 - オ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第10条第1項の規定により指定された静岡県自然環境保全地域
 - カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ク 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

ケ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

コ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

サ アからコまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 環境基準であつて、大気の汚染(光化学オキシダントに関するものを除く。)、水質の汚濁(大腸菌群数に関するものを除く。)又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第2種事業が1の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第2種事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が施行規則別表第1の第1種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

(2) 当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として1の(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。